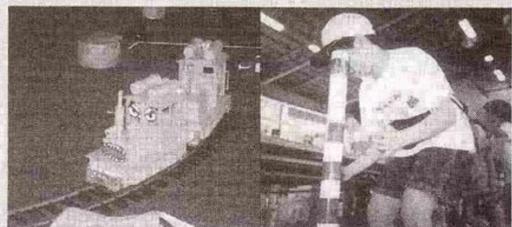


北沢小学校「ふるさとまつり」に参加しました 東大原小学校「夏まつり」に参加します

街づくり課は、去る6月28日(日)、北沢小学校にて行われた「北小ふるさとまつり」に参加しました。今年で3年目になりますが、毎年子供たちに好評の街づくりゲームや工作のコーナーとともに、北沢3・4丁目地区、北沢5丁目・大原1丁目地区の防災街づくりのPRを行いました。また、8月には東大原小学校の「夏まつり」にも参加する予定です。



「ポイ捨て防止条例」が施行されました

区では、空き缶や吸い殻のポイ捨てを防止し、まちの美化を確保するために、平成10年4月1日、「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」を施行しました。

禁止される行為は

- ・空き缶等のポイ捨て(ジュースなど飲み物や食べ物の空き缶、空きびんその他の容器など)
- ・吸い殻等のポイ捨て(たばこの吸い殻やチューインガムのかみかす、紙くずなど)
- ・落書き(みだりに公共の場所等を塗料や墨などで汚す行為)

等です。さらに立て看板や貼り紙などの設置の際は街の環境美化に配慮すること、犬のふんは持ち帰って処理することなどを定めています。

また、環境美化活動に積極的に取り組んでいて、環境美化を特に推進すべき地域を「環境美化推進地区」に指定する予定です。環境美化推進地区内においては、空き缶等や吸い殻等をポイ捨てした場合についての罰則規定を設けます。さらに、環境美化推進地区協力員の選定や、自主的な活動への支援、表彰なども行っていきます。

お問い合わせ先：環境部環境課 ☎5432-1111(代表)

狭あい道路に接して建て替えるときは事前協議が必要

狭あい道路(一般に4mに満たない道路のことをいいます)は日常の利便性の問題だけでなく、救急車、消防車が進入しにくく、火災の場合にも延焼しやすい、避難の際に危険であるといった防災上の問題もあります。そのため、狭あい道路に接して建物を建てる時は、道路中心から2m後退して建てるのが建築基準法で義務づけられています。

区では、狭あい道路の幅整備等に関する「狭あい道路幅整備条例」を平成9年7月1日から施行しています。建築確認申請等の30日前までに、事前協議が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

都市整備部建築調整課狭あい道路指導係
(区役所第1庁舎4階) ☎5432-1111(代表)

編集後記

夏も間近に迫り、梅雨の合間の日差しが強くなってきました。

世田谷区では、今後、地域行政推進の一環として、建築や土木に関する業務を各総合支所に移管する予定です。現在は、建築や土木に関する相談・申請等の窓口は、内容によって区役所本庁舎であったり支所であったりして、両方に足を運ばなければならないことも少なくありません。移管後は、基本的には支所に来ていただければ用件が済むような体制となります。

新しい地域整備の体制とともに、「きたざわ街づくり」もよろしくお願いたします。

お問い合わせ先
世田谷区北沢総合支所街づくり課
☎5478-8031(直通)



きたざわ街づくり

下北沢編



NO. 106079

平成10年7月

世田谷区北沢総合支所街づくり課

vol. 1

世田谷区北沢総合支所街づくり課では、今後予定されている都市整備領域の地域展開に向けて、北沢総合支所管内における街づくりの情報を地域にお知らせするため、「きたざわ街づくり」を発行することになりました。今回第1号では、14年間活動を続けている「下北沢街づくり懇談会」の活動についておしらせします。

下北沢街づくりに関する提言書を受け取りました

平成10年6月1日、世田谷区長は下北沢街づくり懇談会より「下北沢における街づくりに関する提言書『下北沢街づくりグランドデザイン』」を受け取りました。懇談会からの「早急に駐輪場を整備してほしい」「年配の方や体の不自由な方にも安全なやさしいまちにしたい」等の要望に対し、区長からは「提言書を下北沢の街づくりに反映していきたい」との話がありました。

「下北沢街づくり懇談会」は、下北沢駅周辺の2町会・5商店会で組織されており、昭和59年12月発足以来、足掛け14年間にわたり下北沢の街づくりに関する活動を続けています。



平成9年10月に懇談会は第50回の節目を迎え、活動の一つの区切りとして、かつ14年間の集大成として作成したものが『下北沢街づくりグランドデザイン』です。さらに懇談会は、今後、世田谷区が進める下北沢駅周辺の街づくりに、地元の考えを活かしてほしいという思いを込めて、この『下北沢街づくりグランドデザイン』を世田谷区へ提言しました。

『下北沢街づくりグランドデザイン』の内容については、抜粋したものを2、3ページに掲載しました。

今後の懇談会は・・・

下北沢街づくり懇談会は、『下北沢街づくりグランドデザイン』の「基本方針」からステップアップし、さらに具体的な「基本構想」を作成していくため、引き続き勉強会・検討会を行っていく予定です。また、警察署等の関係機関との意見交換も機会を見て行っていきます。今後とも下北沢街づくり懇談会の皆さんの活動に期待します。

懇談会の活動記録

(昭和59年～平成10年)

- ・懇談会第1回～第55回開催
- ・まちづくりニュースNO.1～NO.12発行
- ・講演会、シンポジウム、イベントシリーズなど、計10回開催
- ・意識調査、ヒアリング調査、事業見学会、勉強会、研究・検討会、グループ討議など
- ・区、警察署、小田急電鉄、京王帝都電鉄等へ要望・請願を提出
- ・『下北沢街づくりグランドデザイン』を区へ提言

街づくり検討の姿勢

街づくりを行っていくに当たっての取り組みの姿勢

下北沢の街づくりの検討は、小田急線の拡幅立体化の動きを契機として始まりましたが、その中で「解決すべき点」「意識の中で大事にしていきたい部分」が見えてきました。『グランドデザイン』をまとめるに当たり、ここに取り組みの姿勢として整理します。

①小田急線の事業化が街づくりの契機であり一体的な計画が不可欠ですが、構造形式がいまだ明らかではなく具体的に何も決まらなくなっているのも事実です。懇談会として、構造形式にとらわれずに、街がどうしたいか、何が必要かという考え方を確認し合い、主張、要求していくものです。

②下北沢は数々の交通の課題（小田急問題、脆弱な道路網、アクセス性の悪さ、整備されない都市計画道路など）を抱えています。地区の交通システムの選択によっては街の将来構造は大きく違ってくるので慎重に検討していく必要があります。

③下北沢は商業都市ですが、そこに生活する人々や、築き上げられてきた文化を大切にしていくことは、下北沢商業の発展のためにも欠かせないものと考えています。

④若者中心となっている商業を、中高年層へと対象層を広げ、幅広い人達の需要に応える商業地にしていくことにより、街の魅力がより増すのではないかと考えます。

⑤迷路性があり、古いものと新しいものが混在した下北沢の良さを活かし、失わないような街づくりをめざします。

⑥金やエネルギーを大量に消費し、街の良さを継承しにくい大改造型整備ではなく、なるべく使えるものは活かしていく保全型再開発を望んでいきます。

⑦住んでいる人、商売している人、買い物や遊びにくる人が関わって街とし成り立っています。そこには軋轢も生じますが、皆で協力して街づくりを行わなければならないと考えます。

⑧このグランドデザインは、当懇談会の10数年間の活動の集大成です。より詳細の実現性を高めた街づくり計画としていくために、次の街づくり段階へと引き継いでいくものです。

基本方針

グランドデザインの根幹をなす部分

『生活と文化を育み、地域の“心”となる安全で住みよいにぎわいの街』



魅力と活力を生みだすまちづくり

賑わい活気は下北沢の身上、これなくしてはあり得ません。また、常に驚きと発見があり、再び行きたくなる不思議な魅力も失いたくありません。

住みつづけられるまちづくり

人の住む暖かさを失うことは街が死ぬこと、このままでは危機感があります。健康で明るく、あらゆる世代が安心して暮らせる、住みよいまちをめざしましょう。

歩く人が主役になれるまちづくり

あらためて歩行者の視点で、街の構造を見直してみる必要があります。すべての人々が安全快適に歩き、買い物を楽しめるような、人と車の関係づくりをしていきましょう。

地域資源を活かしたまちづくり

地域に根づく伝統や新しく芽生えた文化を大事に育て、街の魅力づけに活用しましょう。古きも新しきも、常に街の文化として発信していける身軽さが、下北沢の魅力です。

協働、調和、共存のまちづくり

来街者と居住者、商業者と住民、商店街同士、大家と店子等、立場の違うものがお互いを尊重し合い、力を合わせて共生していく必要があります。また、地元と行政の関係でも、それぞれの立場で街づくりに対して役割分担をしていくことが求められます。住宅と店舗のほどよい調和、ゴミのないきれいなまちの実現、魅力都市“しもきたざわ”の持続と発展に向け、住宅・商店街・テナント及び世田谷区も一緒になって、その思いを一つに結集していきましょう。

街づくりの目標【理念】

目標とする将来像と街づくり上の理念

安心・安全のまちづくり

災害に強い街にすること、また暴力・犯罪をなくすことは、街の強い願いです。さまざまな人が安心して住み、楽しめる、安全なまちにしていきたいです。

人に優しいまちづくり

特に高齢者や障害者が普通に生活できる環境・システムづくりは、これからの街には不可欠です。公共交通の利便性を高め、街の中の様々な障害を取り除いていくとともに、これらの人が独りで生活できるような街ぐるみの協力も欠かせません。

街づくりの方向性

課題解決に向けての方向、方策

1. 商店街の性格・住宅地の性格

- 対象層を拡大した間口の広い商店街の形成
- 商業と共存した都市型住宅地の形成

2. 通り・街なみ

- ゆとりある買物空間と商店街回遊機能の整備
- 住宅地との協調を図った商店街の環境整備
- 緑の良好な街並みの保全

3. 建築物

- 北口駅前における機能再編の検討(再開発等)
- 話題性や集客力のある拠点づくり
- 小規模な再開発の連鎖による街づくり
- 建物新築時における住宅の併設

4. 伝統・文化資源

- 伝統文化を活かした街づくりと地域全体での取り組み
- 新しい文化の育成と情報発信

5. 自動車交通・歩行者交通

- 人と車のすみわけを図った交通システムの確立
- 駅前交通機能及びアクセス方法の検討
- 外周道路機能の確立
- 一般来街車両、二輪車の外周部での受け止め可能性の検討

6. 小田急関連

- 連立事業の促進
- 下北沢らしい個性的駅舎の整備
- 南北連絡強化

7. 公園・広場

- 駅前での拠点広場の整備
- 商店街内での小拠点広場の分散確保
- 住宅地内での小公園の整備

8. 防災

- 商店街や住宅地における不燃化の促進
- 緊急車アクセスルートの整備
- 広場・小公園等に防災機能を備える

9. 来街者・来住者

- 治安維持回復のための商店街・住民・警察の協力体制の推進
- 地域情報の提供
- 人に優しい街づくりの実践
- 地域コミュニティの育成

10. 人、テナント

- 街づくりの協働体制の中での主体性の確立
- 組織の枠を越えた一体的な街づくりや課題への取り組み